

1 手続き方法

在学する学校へ令和 年 月 日 () までに生徒1人につき、「就学援助希望届」を1部ずつ提出してください。

その後、「和歌山市立夜間中学就学援助認定申請書」、「和歌山市就学援助口座振込依頼書」を提出してください。

2 添付書類 ※該当する方のみ

- ア 児童扶養手当の全部受給の場合
イ 令和7年1月2日以降に和歌山市に転入し、アではない場合
ウ 失業中の場合
エ 病気休業中の場合

※ウ、エの場合、申請書の「家庭状況で特に伝えておきたいこと」の欄に内容の記入が必要です。

オ 通学費を希望する場合は「通学費支給申立書」に通学に係る定期券の写しを添付してください。

※上記以外に別途必要なものをご提出をお願いする場合があります。

3 注意事項

- 生活保護受給中の方は、申請の必要はありません。
○当初の申請期限以後に申請された場合は、4月認定となりませんのでご注意ください。
○家庭事情の急変により援助が必要となった場合は、提出期限を過ぎてても随時受け付けます。
○所得の有無に関わらず、所得の申告がなされていない場合(平成22年4月1日以前に生まれた方)は、教育委員会で所得状況を確認できませんので、申請前に必ず申告(令和7年1月1日以前から本市在住の方は、市役所2階市民税課)をしてください。
○書類の不備や未提出、また同居家族の収入状況や所得の申告を行っていないことにより就学援助制度を受けられなくなる場合があります。
○所得証明書、所得申告の年度間違いにはご注意ください。
○就学援助を翌年度も継続する場合は申請書類や添付書類が毎年必要になります。
○虚偽やその他不正な手段で就学援助を受給した場合は返還になります。

4 就学援助申請書の提出先及び提出期限

提出先 各学校 提出期限 令和 年 月 日